愛知県立春日井南高等学校同窓会会則

【名　称】

第１条　本会は愛知県立春日井南高等学校同窓会と称し、事務局を愛知県立春日井南高等学校内に置く。

【目　的】

第２条　本会は会員相互の親睦を図り、併せて母校及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

【事　業】

第３条　本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

①　会議の開催（総会**等**）

②　会員名簿の作成

③　会報等の発行

④　その他、本会の目的達成に必要と認められる事業

【会　員】

第４条　本会の**会員**は次の通りとする。

①　正会員　愛知県立春日井南高等学校卒業生

②　特別会員　母校の現職員及び旧職員

③　名誉会員　母校または本会に特別な功労のあった者で、幹事会で承認された**者**

【役　員】

第５条　本会に次の役員を置く。

①	会　長	正会員より	１名
②	副会長	〃	若干名
③	書　記	〃	若干名
④	会　計	〃	若干名
⑤	監　査	〃	若干名
⑥	常任幹事	各学年正会員より	２名
⑦	幹事	各クラス正会員より	２名
⑧	名誉会長	母校校長をあてる	
⑨	参与	特別会員より	若干名

【役員の選出】

第６条　本会の役員の選出および承認は次の方法で行う。

①　会長・副会長・監査は常任幹事会の推薦に基づき総会で承認する。

②　書記・会計・常任幹事は**会員**の中より会長が委嘱する。

③　幹事は各回卒業生より常任幹事会の推薦に基づき総会で会長が委嘱する。

④　参与は特別会員より**名誉会長（校長）**の推薦を受けて会長が委嘱する。

【役員の職務】

第７条　本会の役員の職務は次の通りとする。

①　会長は本会を代表し会務を統括する。諸議会を招集し、議長を**指名する**。

②　副会長は会長を補佐し、会長不在の場合の代行をする。

③　書記は本会の書記事務を行う。
④　会計は本会の会計事務を行う。
⑤　監査は本会の会計を監査する。
⑥　幹事は幹事会を構成し、会務の処理にあたる。
⑦　常任幹事は常任幹事会を構成し、会務の運営にあたる。
⑧　参与は本会の運営に参与し、指導助言等を行う。
⑨　名誉会長は本会の運営について会長の諮問に応ずる。

【役員の任期】

第８条　本会の役員の任期は次期定例総会までの原則２年とし、再任を妨げない。

【会　議】

第９条　本会の会議の構成、時期、職務は次の通りとし、会則改正以外の議事は出席者の過半数を持って決定する。

①　総会は全会員を持って構成し、本会の最高議決機関とし、年１回の定例総会を開催する。必要に応じ臨時総会を開くことができる。職務は事業報告、決算の承認、役員の選出、事業計画、予算案の審議及び本会運営上の必要事項等の審議をする。
②　常任幹事会は幹事を除く全役員で構成し、随時開催して、会務遂行上の必要な事項の審議、緊急事項の処理等を行う。
③　幹事会は全役員で構成し、随時開催して、総会に代って重要事項を審議する。
④　その他、必要な会議（専門委員会等）については、常任幹事会において、設置、構成、開催等の扱いを決定する。

【会　計】

第 10 条　本会の経費は、入会金、会費、臨時会費及び寄付金等をもってこれにあてる。会費等の額は総会で決定する。会計年度は４月１日より、翌年３月３１日までとする。必要に応じて幹事会の議決を経て、臨時会費及び寄付金を募ることができる。

【支　部】

第 11 条　本会は必要に応じて総会の承認を得て支部を置き、その規程を設けることができる。

【異動事項】

第 12 条　会員は居住地、姓名等に異動のあった場合は、ただちに各自が事務局へ通知するものとする。

【会則の改正】

第 13 条　本会の会則は、総会において出席者の３分の２以上の賛成により改正することができる。

【附　則】この会則は平成元年２月２７日（月）より施行するものとする。

平成２２年４月１８日（日）一部改正
平成２２年９月３日（金）一部改正